

議事要旨(2) 改正企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準(案)」等について

冒頭、新井副委員長(専門委員長)より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」については、本日の審議の後、公表を決議する予定であることが説明された。引き続き小林(央) 研究員より、前回の委員会以降の修正箇所に関する説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

(転換価格修正条項付転換社債等の取扱いについて)

・ある委員より、前回の委員会では、過去の実績を考慮するという観点から、転換価格修正条項付転換社債(いわゆるMSCB)等の算定方法を改正する提案がなされているが、こうした商品の唯一のレリバントな情報は期末時点の転換価格等であると考えられるため、この観点から文案を修正することはできないかという意見がなされたが、この意見に対して、どのように対応したのかとの発言があった。

これに対して事務局より、前回の委員会でも回答した通り、現在の提案は、将来の潜在的な変動性を示す警告指標ではなく、1株当たり当期純利益と同様に一会計期間における企業の成果を示すことにあるという、現行の潜在株式調整後1株当たり当期純利益(DEPS)の算定及び開示の目的と整合性がとれたものであり、この件について本格的に取り組むことになれば、当該指標の算定及び開示の目的自体を見直すことが必要となるため、将来的な検討課題として対応することとしたいと考えていること、また前回の委員会における審議の内容は、当財団のHP上に議事概要として掲載する旨の回答がなされた。

(子会社等が親会社の潜在株式を発行した場合)

・ある委員より、現状の文案(適用指針第33項)では、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、子会社等が親会社の潜在株式を発行した場合には、親会社の潜在株式に含めると記載されているが、例えば転換社債等が発行している場合には、支払利息等の調整によって当期純利益(分子)も変動することとなるため、株式数(分母)のみならず当期純利益(分子)も変動する旨を、文案上記載しなくてもよいのかとの意見があった。

これに対して事務局より、当該商品が発行されている場合には、当期純利益調整額として支払利息等を調整することになるが、これらの調整については他の定めで示されているため、適用指針第33項では、特に記述していない旨の回答がなされた。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席者9名全員の賛成により、会計基準、適用指針及び実務対応報告の公表が承認された。

以上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。